

どんな人が交付対象になるの？【申請者の要件・申請可能な期間】

申請には、以下の条件をすべてクリアする必要があります

- 対象者の条件**
- 1 市内に住宅(新築・中古・戸建・集合)を取得した40歳未満(配偶者可・4/1現在)、もしくは世帯に18歳未満の子がいる方
 - 2 住宅取得のために、金融機関とのローン(返済期間10年以上)を締結している
 - 3 居住者に市税等の未納がない(納税課・下水道課・介護福祉課確認)
 - 4 居住者が暴力団員でない【本人申出】
 - 5 過去、この補助金を受けていない

- 建物の条件**
- 1 自らが居住し、玄関、台所、トイレ及び浴室を備え延べ床面積が60㎡以上の建物である
 - 2 所有権の保存又は移転の登記の申請が受付された日(※)から1年以内の住宅である
※全部事項証明書>権利部(甲区)に記載の所有権保存又は移転の年月日
 - 3 昭和56年6月以降の耐震基準で建築された住宅(中古住宅の場合)

いくら補助金をもらえるの？【補助金額】

最大 **15万円** (基本額) + **10万円** (※対象要件にあえば必ず支給する) + **5万円** (加算額 ※上記金額は最大金額になる)

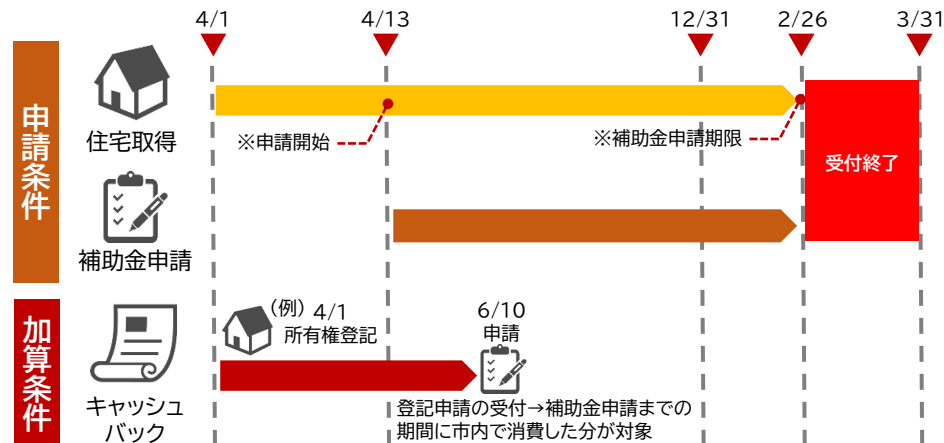
加算 = 市内で消費した分をキャッシュバック



領収書・レシート

所有権登記から補助金申請日までの期間に龍ヶ崎市内で消費した商品・サービスが対象
※一部対象外の商品等あり
※複数店舗の合算も可能

■期間が限定される申請要件



注意事項

- 補助金申請の期限は登記申請が受付された日から1年以内
- 原則は窓口での申請だが、郵送申請も可
- 予算上限に達した場合は期限前に申請受付を締切の場合もあり

申請に必要な書類は？【申請方法】

以下の書類をすべて提出する必要があります



必要な書類

- 1 申請書(様式第1号)
- 2 対象経費内訳一覧(様式第2号)
+ 経費の領収書・レシート(原本のみ有効)
- 3 住民票謄本の写し(コピー不可/発行日から3ヶ月以内)
※世帯全員の続柄が記載されているもの※マイナンバーは記載しない
- 4 補助対象住宅の登記事項証明書(建物の全部事項証明書に限る。コピー可)
- 5 金銭消費貸借契約を証する書類(ローンの契約書等)
- 6 国が実施する補助金活用有無の申立書(国の補助金を活用した場合は交付決定通知書を添付)